

次により、一般競争入札を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を提出してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、提出が直ちに指名につながるものではありません。

令和8年5月8日

高松市長 大西 秀人

件名	令和8年度保育所・幼稚園等での芸術活動体験インターンシップ業務委託
履行場所	高松市こども保育教育課指定場所
現場説明日時・場所	実施しない
履行期間	契約締結日から令和9年1月29日（金）まで
契約保証金	要しない
支払条件	完了払（検収合格後、適法な請求があってから、30日以内に支払う。）
入札参加条件	<p>入札参加者は、次の要件を全て満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。（2）本公告日から入札執行日までの間に、本市から高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市公告第403号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。（3）破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。（4）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。（5）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。（6）過去2年の間に国（独立行政法人、公社、旧公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したことがあり、入札参加申請書提出時点で、当該契約に係る業務が完了していること。（7）申請書を提出した者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できないものとする。

入札参加申請期間

1 提出物

ア 一般競争入札参加申請書

イ 実績証明

入札参加条件（6）を満たすことを明らかにすることができる書類

ウ 納税証明書

※ 令和8～10年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿又は令和8～10年高松市特定調達契約等一般競争入札参加資格者名簿の申請時に提出している場合、提出は不要です。

ただし、上記名簿の登載内容と変更されている場合は提出が必要です。

※ 提出が必要な書類は、次の区分のとおりです。

区分	法人	個人
市内企業、準市内企業	①・②・③	①・④
高松市内に事務所・事業所がある市外企業	②・③	②・④
高松市内に事務所・事業所がない市外企業	③	④

① 令和8年2月1日以降発行分の営業証明書（写し可）

※ 委任先が高松市内の場合：委任先の住所の営業証明書
委任先は高松市外で、本社が高松市内の場合
：本社の住所の営業証明書

② 令和8年3月1日以降発行分の高松市税滞納無証明書（写し可）

※ 課税されている高松市税（全税目）の納期到来分についての証明が必要です。

③ 令和8年3月1日以降発行分の納税証明書その3の3（その3でも可）（法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書）（写し可）

※ この証明書は、免税事業者も発行されます。

④ 令和8年3月1日以降発行分の納税証明書その3の2（その3でも可）（所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書）（写し可）

※ この証明書は、免税事業者も発行されます。

※ ③、④について、電子納税証明書（PDFファイル）をプリントアウトしたのもも受付可とします。

[交付に関する問合せ先]

①・②：高松市納税課検収証明係 TEL：087-839-2222

③：本社所在地を管轄する税務署

④：住所地（消費税にあっては納税地又は住所地）を管轄する税務署

	<p>2 提出期間 令和8年5月8日（金）から令和8年5月15日（金）正午まで</p> <p>3 提出方法 持参又は郵送のいずれかによる。</p> <p>(1) 持参の場合</p> <p>ア 提出場所 高松市番町一丁目8番15号 高松市健康福祉局 こども未来部 こども保育教育課</p> <p>イ 提出日時 平日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日以外の日）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（ただし提出期間の最終日は正午まで）</p> <p>(2) 郵送の場合</p> <p>ア 提出先 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市健康福祉局 こども未来部 こども保育教育課 政策係</p> <p>イ 郵送方法 一般書留又は簡易書留とし、封筒には「入札参加資格確認申請書 在中」の表示をすること。</p> <p>ウ 提出日時 提出期間の最終日の正午までに必着させなければならない。</p> <p>※ 参加申請書及び確認資料の作成に係る費用は、申請者の負担とし、提出された参加申請書及び確認資料は、返却しない。</p> <p>※ 期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。</p>
<p>入札参加資格結果通知書の送付（指名通知）</p>	<p>令和8年5月20日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を、メール等で送付する。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認められた者にあつては、入札参加資格がある旨</p> <p>イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨</p>
<p>質問及び回答</p>	<p>1 本業務の内容に質問がある場合は、令和8年5月20日（水）正午までに質問書（指定様式）をこども保育教育課にメールで送信すること。</p> <p>メール：kohokyo@city.takamatsu.lg.jp</p> <p>※ 受信確認のため、質問を送信した旨を電話連絡（TEL：087-839-2358）すること。</p> <p>※ 電話による質問は受け付けしない。</p>

	<p>※ 上記期間外の質問には回答しない。</p> <p>2 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表する。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様これを熟知の上、入札しなければならない。</p> <p>ア 公表期間：令和8年5月25日（月）午後5時から</p> <p>イ 公表方法：市ホームページ上で公表</p>	
入札書の提出期間及び提出先	<p>1 提出期間 令和8年5月26日（火）から令和8年5月28日（木）午後5時まで</p> <p>2 提出先 高松市番町一丁目8番15号 高松市健康福祉局 こども未来部 こども保育教育課</p> <p>(注) 1 持参の場合は、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く。</p> <p>2 提出時間は、持参の場合は、午前9時から午後5時、郵送の場合は、提出期間の最終日の午後5時までに、上記提出先に必着。</p>	
開 札	日 時	令和8年5月29日（金）午前9時
	場 所	市役所本庁舎 6階（こども保育教育課）
再度開札	<p>1 入札書提出期限 令和8年6月3日（水）午前10時まで</p> <p>2 再度入札開札日時 令和8年6月3日（水）午前11時</p> <p>3 再度入札開札場所 市役所本庁舎 6階（こども保育教育課）</p>	
問合せ先	<p>〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号</p> <p>高松市健康福祉局 こども未来部 こども保育教育課 政策係</p> <p>TEL：087-839-2358</p> <p>メール：kohokyo@city.takamatsu.lg.jp</p>	

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」をはじめ、重要事項を記載している。
- (4) 開札は、入札期間の末日の翌日(市の執務日)に行う。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（全契約期間における総額とする。）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

(7) 契約保証金については、次に定めるところによる。

ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額（長期継続契約の場合は、1年当たりの契約金額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

イ 契約保証金には利子を付さないものとする。

ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

(8) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。

(9) 落札者は、発注者が指定する日までに入札書に記載された金額の内訳書を提出しなければならない。

(10) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによるが、本案件について、落札者は発注者が指定する日までに記入押印した契約書を提出しなければならない。

(11) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosya/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、（5）以外は法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 本業務の設計は、国土交通省の公共工事設計労務単価等に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及

び国民年金に加入するよう指導すること。

(7) (1)から(6)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。